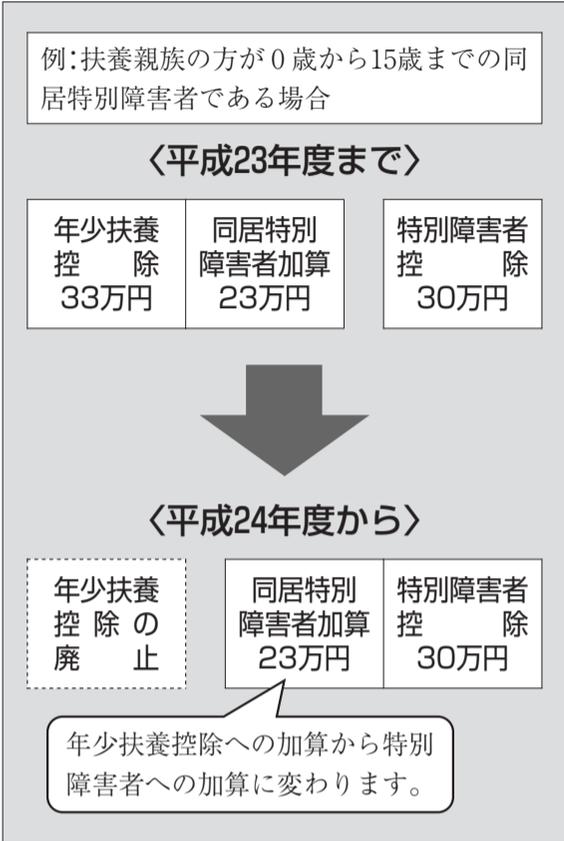


平成24年度 町県民税の 税制改正

扶養控除などが見直されます

平成24年度から適用される町県民税（所得税は平成23年分）の税制改正により、次のとおり扶養控除などが見直しが行われます。確定申告や町県民税申告の際に対象となる方はご注意ください。

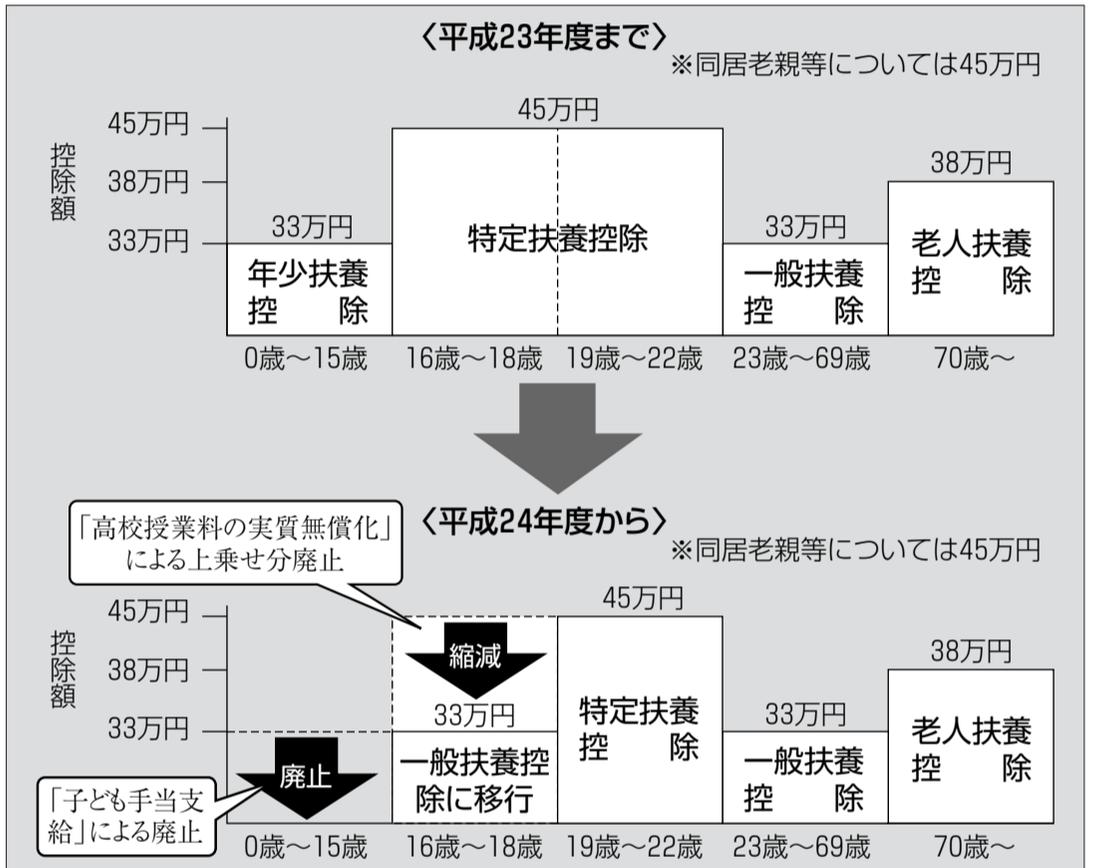
■町県民税の同居特別障害者加算の改組（図2）



1 扶養控除の見直し

- (1) 年少扶養控除の廃止
「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の支給によって年少扶養親族（0～15歳）に対する扶養控除（33万円）が廃止になります。：図1（下図）のとおりに
- (2) 特定扶養控除の上乗せ部分の廃止
高校授業料の実質無償化に伴い、特定扶養親族（16～18歳）に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止となり、一般扶養控除（33万円）になります。：図1（下図）のとおりに
- (3) 同居の特別障害者控除の変更
これまで同居特別障害者の加算控除額（23万円）は、扶養控除の額に加算されていましたが、年少扶養控除の廃止に伴い、年齢にかかわらず、特別障害者控除額（30万円）に加算され、53万円となります。：図2（左図）のとおりに

■町県民税の扶養控除等（図1）



2 年金所得者の確定申告の簡素化

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要となります。ただし、医療費控除等による所得税の還付を受けたい場合は確定申告が必要です。また、確定申告書の提出が不要であっても、町県民税の申告は必要です。

5 上場株式に係る軽減税率の延長

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、町県民税3%）の適用期限が、平成25年12月31日まで2年延長されました。

【問合せ】
税務住民課 ☎(83) 12224

4 震災関連の寄附の特例

平成23年3月11日～平成25年12月31日に寄附したもので、寄附先の団体等を通じて、最終的に国や著しい被害が発生した地方公共団体に拠出されることが明らかであるものについて、「ふるさと寄附金」の対象になります。確定申告を行うことで、2,000円を超える部分について所得税と町県民税の控除が受けられます。寄附金の領収証・振込依頼書の控え等の添付が必要です。
(例) 次の口座等に
直接寄附した義援金
■国や著しい被害が発生した地方公共団体 ■日本赤十字社・社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」 ■新聞・放送等の報道機関

3 寄附金税額控除の適用

所得税と同様に、町県民税の寄附金税額控除の適用下限額が、5,000円から2,000円に引き下げられます。平成23年1月1日以降に支出した寄附金から適用になります。

町空家バンクをご利用ください

空家バンクは、町内全域の空家情報をホームページで紹介するものです。町内において「空家」をお持ちの方で、空家情報にご協力いただける方は、ぜひご連絡ください。登録された情報を町のホームページに掲載することで、町内に定住等を目的として空家の利用を希望する方に対して情報の提供を行います。緑の山々と清流豊かな自然環境の中で、四季の移り変わりを実感しながら生活できる松田町で“暮らしたい人”と、せっかくの空家物件を“見て欲しい人”をつなぐ架け橋となれるよう取り組んでまいります。

【問合せ】企画財政課企画係 ☎(83) 1222
HP http://town.matsuda.kanagawa.jp/10_lifevent/l_akiyabank.html



家屋を取り壊した方へ 家屋滅失の届出をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。今年中に家屋を取り壊した方は、税務住民課まで家屋滅失届を提出してください。届出がないと、課税されることがありますのでご注意ください。

なお、法務局に滅失登記の手続きが済んでいる方は、届出の必要はありません。

※届出の書類は税務住民課にあります。

【問合せ】
税務住民課資産税係 ☎(83) 12224